

(整理番号 290214)

第2回兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会

議事要旨

開催日時	平成 29 年 9 月 15 日 13 時 26 分～16 時 35 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 2 人	定数 3 人
主要議題	1 兵庫県自動車小売業最低賃金の改正審議について 2 その他		
議事要旨			
<p>1 兵庫県自動車小売業最低賃金の改正審議について 審議においては当初、労働側 870 円 (+20 円)、使用者側 855 円 (+5 円) との主張であったが、労使歩み寄り、労働側 862 円 (+12 円)、使用者側 860 円 (+10 円) となった。その後も引き続き審議を行い、公益案に労使了解の意を示し、引上額 11 円 (861 円) にて全会一致で合意した。 専門部会長から審議会会長あて報告がなされ、6 条 5 項の適用により、部会長から局長あての答申がなされた。 改正された兵庫県自動車小売業最低賃金は平成 29 年 12 月 1 日に発効することとされた (指定日発効)</p> <p>2 その他 本日は非公開で行われた。 今年度の兵庫県自動車小売業最低賃金専門部会は終了とされた。</p>			